

災害等発生時における柏原市及び柏原市病院事業の
管理施設復旧に関する応援協定書

柏原市長及び柏原市病院事業管理者（以下「甲」という。）と
_____（以下「乙」という。）は、柏原市域内に自然災害（地震、風水害、寒波等）、その他柏原市及び柏原市病院事業の管理施設（以下「市管理施設等」という。）に緊急の対応を要する事故が発生し、又は発生する恐れがある場合（以下「災害等発生時」という。）において、その復旧又は防止（以下「復旧等」という。）について次のとおり協定する。

（主旨）

第1条 災害等発生時において、市管理施設等に甚大な被害が生じ、若しくは生じる恐れがあり、このため市民生活に多大な影響が生じ、又は生じる恐れがあるときは、当該市管理施設等の迅速な復旧等を行うため、その応援体制等必要な事項を定めるものとする。

（協力の要請）

第2条 甲は、災害等発生時に迅速な復旧等の必要が生じた場合、乙に対してその復旧等について協力を要請することができるものとする。

2 前項の手続きは、口頭、電話又は文書によるものとする。

（協力の実施）

第3条 乙は、前条の規定による協力の要請があったときは、速やかに復旧等に必要な機材、器具及び応援体制を整えて、甲の指定場所に集合し、甲の職員の指示に従うものとする。

2 乙は、甲の指示に従い、速やかに復旧等の作業を行うものとする。

3 乙は、復旧等に係る概ねの費用についての見積書を甲に提出し、概算契約を締結するものとする。

（材料の支給）

第4条 復旧等の作業に係る必要な材料は、甲が支給するものとする。ただし、甲が保有していない材料については乙が調達し、復旧等の後、甲が現金又は現物で返済するものとする。

（費用の負担）

第5条 甲の要請により、乙が復旧等の作業に従事した場合の費用は、当該年度の大阪府から通知のあった人件費（労務単価）並びに使用機材の損料及び諸経費の合計額を甲が負担するものとする。

2 前項に規定する費用は、甲が定めた基準による積算に基づき、乙が協力の実

施に要した費用を請求するものとする。

（労災補償）

第6条 第3条2項の規定により作業を行った乙の従業員が負傷、疾病、又は死亡した場合は、乙の加入する労働災害保険により補償を行うものとする。

（有効期間）

第7条 この応援協定書の有効期間は、令和7年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（疑義の決定）

第8条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関し疑義が生じたときは、その都度、甲及び乙協議のうえ決定するものとする。

本協定の成立を証するため、本書3通を作成し、甲及び乙双方記名押印のうえ、各自1通を保有する。

令和7年4月1日

（甲） 大阪府柏原市安堂町1番55号

柏原市長

Ⓜ

大阪府柏原市法善寺1丁目7番9号

柏原市病院事業管理者

Ⓜ

（乙） 所在地

名 称

Ⓜ